説明資料

長野県宿泊税(仮称)の検討について

Go Nature. Go Nagano.

令和6年12月18日

長野県



長野県PRキャラクター「アルクマ」 ©長野県アルクマ

検討経過

1. 意見聴取の状況

- (1) 県民説明会:県内4会場(長野市、松本市、小諸市、伊那市)で開催(10月15,17,20,22日)
 - ▶ 参加者数 209名(現地参加114名、オンライン参加95名 ▶ 動画配信視聴数184回
- (2)パブリックコメント(9月26日~10月27日): 56者、182件の県民意見
- (3) 市町村、事業者・団体等への説明

2. 主なご意見

- ① 名称について
 - ・全国で広く使われ、ビジネス客に説明しやすい「宿泊税」がよい。
 - ・使途を明確にするため「観光振興税」がよい。
- ② 税率について
 - ・低価格帯を引き下げて段階的定額がよい
- ・会計事務が煩雑になるので一律定額がよい
- ・一律定額が良いが税額を引下げるべき
- ・定率が良いなど

- ③ 免税点・課税免除について

 - 免税点を引き上げるべき大学生や合宿も対象とすべき など
- ④ 特別徴収義務者である宿泊事業者の事務負担への対応について

 - ・税導入に伴うシステム改修への支援・・納税者への周知やフロントでの説明資料の提供

 - ・特別徴収義務者報償金の引上げ・・宿泊料金算定のルールづくりなど

⇒ ご意見を踏まえ、制度の見直しを検討

見直しの方向性

項目	見直し前(長野県観光振興税(仮称))	見直し後(長野県宿泊税(仮称))		
名称	長野県観光振興税(仮称)	長野県宿泊税(仮称)		
課税方式	法定外目的税			
課税客体	宿泊行為			
納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)			
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者			
特別徴収義務者報償金	期限内申告納入額の2.5% (制度開始5年間は、電子申告かつ期限内納入した場合は、0.5%を加算)			
税率・税額	定額制 300円			
免税点	3,000円(素泊まり)未満 の宿泊料金の 場合は徴収しない			
課税免除	修学旅行その他学校行事に 参加している者 中高生の部活動や大学の合宿等、学校 認める文化・体育活動に対象を拡大			

見直しの方向性

項目	見直し前(長野県観光振興税(仮称))	見直し後(長野県宿泊税(仮称))	
使途	1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施 (1) 長野県らしい観光コンテンツの充実 (2) 観光客の受入環境整備 (3) 観光振興体制の充実 2. 市町村への交付金 3. 徴税経費・広報経費等		
市町村配分	徴税経費等を除く税収の最大1/2を市町村に交付金として交付		
租税調整	独自課税を行う市町村においては、税率を150円まで引下げ		
罰則規定	(1)特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 (2)帳簿の記載義務違反等に関する罪 (3)納税管理人に係る不申告に関する過料		
財源管理	税基金を設置し管理		
使途検証	市町村、独自課税市町村、宿泊事業者の代置である税活用部会(仮称))により毎年度		
制度見直し	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見	直しを検討	

▶ 新たに追加した事項

- ・特別徴収義務者の負担軽減
- ・税制度の導入に先立ち、無許可営業の宿泊施設の捕捉及び指導強化を実施

名称、課税方式について

項目①名称、課税方式

<見直し前>

【制度案】 観光振興審議会の答申内容を踏まえ、<u>法定外目的税として長野県観光振興税(仮称)</u>を創設

- 【考え方】1.法定外目的税について 長野県の観光にしっかりと付加価値をつけるためには、安定的・持続的な財源確保が必要であるほか、 観光振興という特定の目的のために財源を確保することを踏まえ、**「法定外目的税」**とする
 - 2. 名称について

(変更前)

上記のとおり、**観光振興のための法定外目的税**であることを明示するため、**「観光振興税」**とする

<見直し後>

【制度案】観光振興審議会の答申内容を踏まえ、法定外目的税として長野県宿泊税を創設

- 【考え方】 1. 法定外目的税について 長野県の観光にしっかりと付加価値をつけるためには、安定的・持続的な財源確保が必要であるほか、 観光振興という特定の目的のために財源を確保することを踏まえ、<u>「法定外目的税」</u>とする
 - 2. 名称について 先行導入自治体及び検討中の自治体においても「宿泊税」という名称が広く採用されていることから、 徴収に当たって宿泊者の理解を得やすいよう、課税客体に着目した**「宿泊税」**とする

免税点について

免税点の設定

<見直し前>

【制度案】 一人一泊3,000円未満(素泊まり料金)の宿泊に対しては課さない

【考え方】 旅行者(宿泊者)の受益は宿泊料金によらず一定である一方、葬儀場や研修施設など、

低額の宿泊料金への宿泊に配慮し、免税点を設定する。

<見直し後>

【制度案】 免税点を引き上げる方向で再検討

【考え方】 旅行者(宿泊者)の受益は宿泊料金によらず一定である一方、低料金の宿泊施設の利用に際しては、

宿泊料金に対する税の負担感が大きくなることを考慮し、免税点の引き上げを検討。

課税免除について

課税免除

<見直し前>

【制度案】 修学旅行等の学校・施設等の行事について、課税免除とする。

対象:学校教育法に定める学校(大学を除く)、保育所、幼保連携型認定こども園、

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、地方自治体が認定するフリースクール

【考え方】 (1)国が定める学習指導要領等に規定されるものであり公的要素が高いこと

(2)県としての学習旅行誘致の重要性を勘案

(3)早期から予約が確定しており、課税免除の確認について宿泊者・事業者の手間が比較的少ないこと

<見直し後>

【制度案】 修学旅行等の学校・施設等の行事に加え、大学の教育活動のほか、学校の認めた学内学生団体・サークルが行う合宿等を含む、**学校教育上の見地から行われる行事の参加者(引率者を含む)を対象とする。**

(学校・施設の長等が証明するもの)

対象施設:学校教育法に定める学校(幼稚園、小学校~大学、高専)、保育所、幼保連携型認定こども園、

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、地方自治体が認定するフリースクール

行事の範囲:授業、修学旅行等学校主催行事、部活動等課外指導、講義、演習、学校が認めたサークル等の活動

※先行導入自治体及び検討中の自治体を含め、合宿や大学の教育活動を課税免除とするのは全国初

【考え方】 (1)学校教育の重要性や公的要素が高いことを考慮

(2)県としての学習旅行や合宿誘致の重要性を勘案

想定される使途

※記載の取組イメージ及び事業規模は現段階で想定している例示であり、税導入後の具体的な使途は、市町村や宿泊 事業者等からなる税活用部会(仮称)において策定する観光ビジョン(仮称)で示した上で、予算として県議会の議決 を経て決定する。

<取組の方向性>

- ・納税者に税導入の効果を実感いただけるよう、施策・地域を極力重点化して実施
- ・地域の独自性を尊重しつつ、県と市町村が一体となり、施策の方向性を共有した上で観光振興に取り組むため、 市町村交付金制度を創設

1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施

長野県らしい観光コンテンツの充実

【主な取組例】

- ・地域の要望を踏まえた山岳高原観光の環境整備
 - 【例】・山岳トイレの新設・改修:0.4~1億円/か所、登山道の整備:0.3億円/km
 - ・自然保護センターの展示改修・園路バリアフリー化等機能強化 : 4.5億円/か所
- ・周遊・長期滞在のためのアウトドア・アクティビティ等の充実:0.1億円/事業者
- ・Japan Alps Cycling Roadの看板設置や路面標示の整備: 878km(1,000千円/km)
- ・主要旧街道(中山道、北国街道等)の歩道や看板等整備: 515km(1,000千円/km) 等

想定される使途

観光客の受入環境整備

【主な取組例】

- ・バス・鉄道、観光施設等の検索、予約等を一元化する「長野県版観光MaaS」の導入:13億円
- ・公共交通機関のキャッシュレス化支援(鉄道:1.3億円/路線、バス:0.1億円/路線)
- ・観光客の移動保証に資する広域間路線バスや観光周遊バスの運行支援 【例】広域間バス:(松本―上田、約50km)土日祝3便・通年運行(0.1億円)、 観光周遊バス:(千曲川ワインバレー、約60km)毎日4便・4~11月運行(0.2億円)など
- ・宿泊施設集積地における観光まちづくりの推進 【例】周遊・長期滞在の拠点となる宿泊施設集積地における観光まちづくりを計画的支援:2.5~5億円/地区 (バリアフリー化やトイレ整備、廃屋撤去等)
- ・宿泊・観光施設の滞在環境向上
 - 【例】・宿泊施設の自家発電、蓄電池等装置導入、山小屋の通信環境向上等公益機能強化:0.1億円/事業者
 - ・主要駅の観光案内機能強化や、24時間365日多言語対応のコールセンターを設置:年0.5億円

観光振興体制の充実

【主な取組例】

・観光地経営組織(DMO)の機能強化等 【例】・広域DMO支援、人材育成、県内周遊につながる国内外誘客プロモーションの実施(従来予算:年3億円)

8

想定される使途

- 2. 市町村への交付金(徴税経費等を除く税収の最大1/2を市町村に交付金として交付)
- (1) 市町村が実施する地域の独自性を活かした取組の支援
- (2) 市町村が県と協調して実施する広域的・重点的な取組への支援
- 3. 徵稅経費·広報経費等

徴税に係る人件費、納入申告書等作成・発送費、特別徴収義務者報償金 など

特別徴収義務者の負担軽減について

特別徴収義務者の負担軽減

【対応案】

- ・税導入に係るシステム改修等に対する一定の支援
- ・税導入の趣旨等を説明するリーフレット等の配布
- ・一定の要件(※)に該当する場合は 、申告納入を月1回から3か月に1回とする特例を設定 など

※ 税の合計額が一定額以下など

【考え方】 事務負担の軽減及び税の円滑な徴収を図るための取組を実施

【参考】都道府県における宿泊税の導入事例

自治体名(開始年)	対象施設	税率	課税免除	税収実績	備考
東京都 (H14)	ホテル 旅館	免税点:10,000円未満 10,000~15,000円未満:100円 15,000円以上:200円	なし	16億円(R4) 44億円(R5)	
大阪府 (H29)	ホテル 旅館 簡易宿所 ^{民泊}	免税点:7,000円未満(5,000円未満) 7,000(5,000円)~15,000円未満:100円(200円) 15,000~20,000円未満:200円(400円) 20,000円以上:300円(500円)	なし (修学旅行)	11億円(R4) 25億円(R5) (80億円程度)	R6.10改正条例案可決 (カッコ内は改正後の内容)
福岡県 (R2)	民泊 特区民泊	200円 (福岡市・北九州市内は県分50円)	なし	13億円(県計36億円)(R4) 17億円(県計49億円)(R5)	県税収の1/2は市町村交付金 (同時施行の2市除く)

都道府県における宿泊税の検討状況(公表資料・報道等を参考に長野県山岳高原観光課調べ)

自治体名 (開始年)	対象施設	税率	課税免除	税収見込み	備考
北海道	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊	免税点:なし 20,000円未満:100円 20,000〜50,000円未満:200円 50,000円以上:500円(市町村税は別途上乗せ)	修学旅行等 学校行事	45億円程度(道分のみ)	R6.12条例案可決 (札幌市等約20市町村と 同時施行予定) (倶知安町、二セコ町導入済)
宮城県		免税点:6,000円未満 6,000円以上:300円(仙台市内は県分100円)		10億円程度 (県計21億円程度)	R6.10条例案可決 (仙台市と同時施行予定)
千葉県		免税点:なし 150円(市町村税は別途上乗せ)	なし	42億円程度(県分のみ)	市町村税は上乗せ (浦安市、南房総市検討中)
広島県		免税点:6,000円未満 6,000円以上:200円	修学旅行等 学校行事	23億円程度	R6.12議会条例案可決
沖縄県		免税点:なし 1人当たり宿泊料金の2%(上限2,000円) (石垣市、宮古島市、本部町、北谷町、恩納村内は 県分0.8%)	修学旅行等 学校行事	58億円程度 (県計77億円程度)	R6.11検討委提言 税収の1/2は 市町村交付金又は補助金 (同時施行予定5市町村除く)

アンケート調査へのご協力のお願い



